### 戸塚区連合町内会自治会連絡会4月定例会 議 題 説 明 書

福祉保健課

		_	田温川・ルモド
議題名:	令和3年度	とつかハートプランタ	補助金の募集について
		募集を4月1日(木)より 事前相談の上、ぜひご活	開始しています。11月30日(火)ま 計用ください。
	こいる議題か?】 より、毎年お知らせし <sup>-</sup>	ています。	
<b>2</b> 1		ら(いつまでに)すればい らりましたら、ご案内くださ	· · · · · · · · ·
【その他、注	意することなど】		

問合せ先

担当部署 福祉保健課

担当者名 渡辺、田島、谷口

TEL. 866-8424 FAX. 865-3963

誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現を目指して

## とつかハートプラン補助念

N あなたの地域の活動を応援します 補助金(最大 10 万円まで)を助成

) )

とつかハートプランの推進を目的とし、その普及啓発に資する事業を対象とします。

#### スタートアップコース

- ●新しい活動を始めたい 令和3年度に開始予定(令和4年3月までに)
- ●活動が定着するまでの資金補助がほしい活動開始して3年目までの事業

例えば・・・

みんなが集える 地域食堂、カフェ をはじめたい

食材費 調理用具購入など

公園でみんなで 体操をしたい

CDプレーヤー 救急セットの購入 など

#### 活動継続応援コース

- ●大切な活動を続けたい
- ●活動をパワーアップしたい



活動基盤の強化や活動継続を目的とした活動 対象経費の5分の4まで補助

例えば・・・

活動者の スキルアップを したい

勉強会 研修会 の開催経費 など 感染成分策 を整えてサロン を再開したい!

> 消毒・衛生物品 体温|購入 など

そのほか、講座や教室をオンラインでWeb 開催したいなど、活動資金に関することがございましたら、まずはお気軽にご相談ください。

#### 〈応募方法〉事前にご相談ください

事前相談の上、申請書類一式をご提出ください 区役所 61 番窓口・区社会福祉協議会 地域ケアプラザ窓口で配布のほか HP からダウンロードできます

とつかハートプラン補助金



本補助金は**第4期とつかハートプラン(令和3~7年 計画)を推進すること**を目的とした活動に必要な経費 を補助する制度です。

補助金を交付する条件や制限がありますので、事前に応募要項をご確認ください。

申込書類

補助金交付申請書事業計画書

事業予算書 団体概要書 団体構成員名簿 が必要

募集 期間 4月1日(木)~ ~11月30日(火)

申込窓口

戸塚区役所6階 61 番窓口 福祉保健課 事業企画担当 電話 0 4 5 - 8 6 6 - 8 4 2 4 to-tihukuho@city.yokohama.jp

#### 【とつかハートプラン補助金の概要】 詳しくは応募要項をご確認ください

#### ○対象となる事業内容

- ・とつかハートプランの推進に資する公益性の高い活動
- ・とつかハートプランの普及啓発に協力する事業

#### とつかハートプランとは

とつかハートプラン(戸塚区地域福祉保健計画)は「誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現」を目指し、地域住民、福祉団体、ボランティアなど、みんなで力を合わせ、よりよい地域をつくるための計画です。

基本理念	誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現			
基本理念の	基本目標1	基本目標 2	基本目標3	基本目標4
実現に向けた	支えあいと助け	みんながふれあう	安全・安心、人に	いつまでも元気で
基本目標	あいのあるまち	場のあるまち	やさしいまち	健やかに暮らせるまち

#### ○対象となる条件

団体構成員が5名以上でその半数以上が区内在住・在勤・在学であること、活動の拠点が区内であること、自主的な活動を行うことを目指す団体であることなど

#### ○本補助金のコース概要

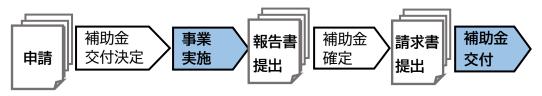
	スタートアップコース		活動継続応援コース	
	補助事業等のうち、開始以後3年目までの事業		申請しようとする年度において既に補 助事業等を行っている補助事業者等と	
対象	事業開始初年度	事業開始以後 2、3年目	なる団体で、当該団体の活動基盤の強 化又は活動継続に資する事業を行う場 合	
限度額	100,0		00円	
補助率	1分の1以内		5分の4以内	
補助回 数制限	1年度に1回 事業の開始以後3年	目まで	1年度に1回、同一団体について 通算3回まで	

#### ○補助対象となる主な経費

謝金(外部講師など) 食糧費、使用賃借料、印刷費、消耗品費(事業実施に必要なもの)郵送費 設営運搬費、交通費など

#### ○申請からの流れ まずはご相談ください

申請後、後日、申請内容のヒアリングを実施。その後、内部の検討会を開催し補助金の交付決定を行います。



- ・まずは応募要項をお読みいただいた上で、ご相談ください。来所される際は事前にお電話ください。
- 事業に係るすべての支出の領収書等の提出が必要です。
- ・本補助金は第4期とつかハートプラン(令和3~7年度)における取組として実施しています。



## ~とつかを'こころん'でいっぱいにしよう~

### とつかハートプラン補助金



## 令和3年度 応募要項

#### 【申請書類受付期間】

#### 令和3年4月1日(木)~令和3年11月30日(火)

#### 【申請方法】

事前相談の上、申請書類一式をご提出ください。

※ 来庁される際は、担当が不在の場合がありますので、事前に電話でのご 連絡をお願いいたします。

#### 【書類提出先】

戸塚区役所6階61番窓口(福祉保健課)(郵送・メール可)

#### 【問い合わせ先】

戸塚区福祉保健課 事業企画担当

電話 :045-866-8424

FAX:045-865-3963

メール: to-tihukuho@city.yokohama.jp

# まずはご相談を!!

#### 今年度から制度が変わりました!

- ●「スタートアップコース」と「活動継続応援コース」の2コース制になりました。どちらか1つを選んで申請できます。
- ●「スタートアップコース」は、事業開始初年度に申請すると、最大で補助率が 10 割になります。また、食糧費への補助も申請できます。
- ●「活動継続応援コース」では、スタッフ向けの研修等を補助対象とすることができます。 ~詳細はこの応募要項を御確認ください~
- ・本事業は「とつかハートプラン補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)に基づいて実施 していますので、詳細は要綱を御確認ください。
- ・本補助金は第4期とつかハートプラン(令和3年度~令和7年度)における取組として実施しています。

#### 1 補助条件

#### 【補助事業者等】

補助金の対象となる団体は、次の条件をすべて満たす団体です。

- (1) 団体及び代表者の存在が明確であること。
- (2) 政治・宗教・営利を目的としないこと。
- (3) 団体の構成員が5名以上で、その半数以上が区内在住・在勤・在学であること。
- (4) 活動の拠点が区内であること。
- (5) 自主的な活動を行うことを目指す団体であること。
- (6) 暴力団ではないこと及び団体の代表者(法人の場合は代表者または役員)が暴力団 員ではないこと。

#### 【補助事業等】

(1) 補助金の対象となる事業

	スタートアップコース	活動継続応援コース		
以石久卅	・とつかハートプランの推進に資する公益性の高い活動			
必須条件	・とつかハートプランの普及啓発に協力する事業			
どちらかに	開始後3年目までの事業	団体の活動基盤の強化又		
該当すること		は活動継続に資する事業		
	連合町内会自治会・地区社会福			
スタートアップ	祉協議会エリアから戸塚区全域			
	までを対象とする事業(より小			
コースのみの条件 	さな地域で活動することが有効			
	だと認められる事業は除く。)			

- (2) ただし、次に該当する事業は対象外です。
  - ア 主たる対象が区民でない事業
  - イ 主たる実施場所が区内でない事業
  - ウ 当該年度中に完了しない事業
  - エ 自主的・主体的に行われない事業
  - オ 補助金の交付を受けずとも実施可能な事業
  - カ 特定の個人や団体のみを対象としている事業
  - キ 会員相互の親睦や交流のみが目的となる事業
  - ク 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体等から補助・助成等の資金援助を受けて いる事業
  - ケ その他区長が適当でないと認める事業

#### 2 補助の種類と補助内容

スタートアップコース又は活動継続応援コースのどちらか1つを選択してください。

	スタートアップコース		活動継続応援コース	
	補助事業等のうち、開始以後3年目ま		申請しようとする年度において既に	
	での事業		補助事業等を行っている補助事業者	
対象	事業開始初年度	事業開始以後 2、3年目	等となる団体で、当該団体の活動基	
			盤の強化又は活動継続に資する事業	
			を行う場合	
限度額	100,000 円 <sup>※1</sup>			
補助率	1分の1以内	5分の4以内		
補助回	1年度に1回、事業	美の開始以後3年目	1年度に1回、同一団体について通	
数制限	まで*2		算3回まで <sup>*2</sup>	

- ※1 予算の範囲内で交付するため、申込み多数の場合は減額することがあります。
- ※2 両コース共に、団体の主たる構成員が別の団体名称で同一年度に補助金の交付を申請することはできません。

#### 3 補助対象経費

事業の実施に係る経費のうち、補助対象になる経費は別表のとおりです。

※事業予算書に書かれた支出金額を超える執行は補助対象になりません。事業予算書の内容に変更がある場合は執行前に必ずご連絡ください。書類の再提出が必要になる場合があります。

また、次のいずれかに該当する経費は、対象外です。

- (1) 団体の運営に係る経費や他の活動に係る経費等、補助事業等に直接関係しない経費
- (2) 団体構成員等に対し、労務提供の対価(賃金・手当等)として支払われる経費
- (3) 支払を証明する書類を徴することができない経費
- (4) その他区長が不適当と認める経費

#### 別表【補助対象経費】

費目	補助対象経費の例	補助対象とみなされない経費の例
謝金	<ul><li>○外部講師・指導者・出演者等、スタッフ(団体構成員及び運営協力者)以外のものに対する謝金</li></ul>	〇スタッフ(団体構成員及び運営協力 者)への謝金

費目	補助対象経費の例	補助対象とみなされない経費の例	
	○事業当日の外部講師・指導者・出演者	○スタッフ(団体構成員及び運営協力	
企业建	等、スタッフ(団体構成員及び運営協	者)の食事代	
	力者)以外のものの弁当代・飲料代	○事業準備のための会議での食事代	
食糧費	【スタートアップコース】	○飲酒代	
	○給食、配食等に使用する食糧・食材	【活動継続応援コース】	
	等の仕入れ、購入に係る費用	○事業参加者の食事代	
使用・	○事業実施に必要な会場・機材等の使	○団体運営のための経常的な会議等で	
賃借料	用・賃借料	使用する会場・機材等の使用・賃借料	
印刷費	○団体が作成した資料・事業実施に必	○団体運営のための経常的な会議等で	
	要な資料等の印刷代	使用する資料の印刷代	
	○イベント保険、行事保険等		
保険料	○外部講師・指導者・出演者・スタッフ	   ○事業参加者個人の保険料	
	(団体構成員及び運営協力者)個人	○事業参加省個人の保険科	
	の保険料		
		○事業参加者の所有となる物品及び材	
消耗品	○事業の実施に必要な物品の購入費	料等の購入費 〇事業終了後も団体の活動以外で継続 的に使用することを目的とした物品 の購入費	
/D /T b HH     費	○事業で作成する物品の材料費		
只			
郵送費	○団体が作成した資料・事業実施に必	   ○通話料・インターネット通信料	
4000	要な資料等の郵送費		
設営・	○会場設営・機材運搬に係る委託費・駐	○ガソリン代	
運搬費	車場代(自家用車使用時)、有料道路	○設営・運搬等を目的としない自家用	
	代(自家用車使用時)	車の使用に伴う経費	
	○外部講師・指導者・出演者・スタッフ		
交通費	(団体構成員及び運営協力者)が事		
	業当日要する交通費		
	○外部講師・指導者・出演者との打合せ	○団体内部の打合せに要する交通費	
	に要する交通費		
	※交通費は区が指定する様式を使用し		
	てください。		

#### 4 申請方法

次の提出書類を作成し、受付期間内に提出してください。なお、**書類を提出する前に担 当まで電話等で必ずご相談ください**。

#### 【提出書類】

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 事業計画書(第2号様式)
- (3) 事業予算書(第3号様式)
- (4) 団体概要書(第4号様式)
- (5) 団体構成員名簿(第5号様式)
- ※ 横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、暴力団員でないことを確認するため、追加 書類の提出を依頼する場合があります。

#### 【提出先(来庁・郵送・メール)】

住 所: 〒244-0003 戸塚区戸塚町 16-17 戸塚区役所福祉保健課事業企画担当

窓 口: 戸塚区役所6階61番窓口(福祉保健課)

メール: to-tihukuho@city.yokohama.jp

#### 【書類の入手方法】

- (1) 区ホームページからダウンロード
- (2)次の区役所等の施設で配布
  - ・戸塚区役所福祉保健課6階61番窓口
  - ・戸塚区内地域ケアプラザ
  - ・フレンズ戸塚(戸塚区社会福祉協議会)
  - ・とつか区民活動センター

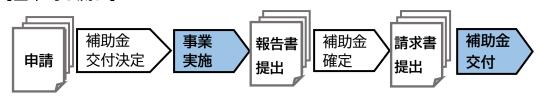
#### 5 補助金交付の可否に関する審査について

申請書類を受理した後、戸塚区福祉保健課からヒアリングを実施します。その後、区役所内部で検討会を開催し、補助金の交付決定を行います。なお、申請団体数が多い場合、 予算の範囲内で減額することがあります。

#### 6 補助金申請手続きの流れ

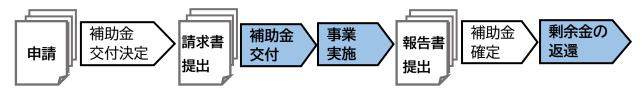


#### 【基本的な流れ】



原則として**補助金は、事業が完了した後に交付します**。補助金の交付が決定した後、 団体において事業を実施し、事業報告書等を提出していただきます。その後、区におい て事業報告書等を審査した上で、補助金交付額を確定し、補助金確定通知書を交付しま す。それを受けてから、補助金確定通知書の写しと補助金請求書(第 14 号様式)を提出 してください。

#### 【補助金の事前交付を受ける場合】※剰余金があれば返還が必要です



事業の完了前に補助金を交付しなければ事業を実施できないと区が認めるときは、事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付します。事前交付を希望する場合は、事業予算書に事前交付を希望する理由を記入してください。

補助金交付決定通知書の写し及び補助金請求書を提出してください。事業実施後、事業報告書等を審査し、補助金交付額を確定し、剰余金が発生した場合は返還が必要となります。

#### 7 補助金の交付が決定した団体への協力依頼

- ・区が実施するハートプランの推進に係る事業にご協力いただく場合があります(団体の交流会、事業報告会等)。
- ・チラシ等広報物には、とつかハートプラン補助金の交付を受けていることを記載して ください。また、事業実施の際には原則として、区から配布するハートプランの「の ぼり」や「フラッグ」を掲示してください。



#### 8 注意点

#### ・応募要項をご理解の上、申請手続き及び事業を実施してください。

- ・予算の範囲内で交付するため、申請額全額を交付できない場合があります。
- ・補助金は市税その他の貴重な財源で賄われています。公正かつ効率的に使用してください。
- ・補助金を使用して購入した備品類は事業終了後も地域で適切にご活用ください。また、 価格が 30,000 円以上の備品について、処分する場合は区までご連絡ください。
- ・この補助金は、この補助金を受けた補助事業の実施のために使用し、他の事業には流用 しないでください。
- ・虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還を求めることがあります。
- ・当該事業の状況等について調査し、又は報告を求めることがあります。

#### 9 添付様式

第1~5号様式、交通費様式

## とつかハートプラン(戸塚区地域福祉保健計画)について



もっともっと素敵な戸塚を目指し、みんなで取り組む計画です。地域の皆様、区役所、区社協 地域ケアプラザなどの協働により、共に支えあい、助けあう地域社会の実現を目指します。



みんなで基本理念 の実現を目指すよ

#### 区計画

- ●区全体で行う取組
- ●地区別計画を応援する取組

#### 地区別計画

●地区の特性に合わせた取組

(18 地区ごとに策定しています)

基本理念	誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現			
基本理念の	基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4
実現に向けた	支えあいと助け	みんながふれあう	安全・安心、人に	いつまでも元気で
基本目標	あいのあるまち	場のあるまち	やさしいまち	健やかに暮らせるまち

ご相談・お問い合わせは…

事業企画担当 戸塚区福祉保健課

電話 : 045-866-8424 FAX: 045-865-3963

メール: to-tihukuho@city.yokohama.jp

